

令和元年度 第4回定例農業委員会総会議事録

1. 招集の別 農業委員会等に関する法律27条第1項による
2. 日 時 令和元年7月10日 午後1時30分
3. 場 所 ろくじ館会議室
4. 議 題 議案第14号 農地法第3条許可申請書審議について
議案第15号 農地法第5条許可申請書審議について
議案第16号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について
(諮問)
5. そ の 他
6. 出席委員
農業委員
1 番 山内 亮一 2 番 長野 和代 3 番 中村 幸信
4 番 松本 茂 5 番 平井 豪 6 番 奥名 政成
7 番 清住 昇 8 番 佐藤 礼治 9 番 福永 浩紀
10 番 岡本 篤幸 11 番 五嶋 靖 12 番 中村 峯子
13 番 島津 和徳 14 番 本田 廣正
農地利用最適化推進委員
西村 孝生 井上 良治 田上 安幸 河嶋 隆雄 本田 忠文
志垣 保博 伊佐 浩二 坂本 秀孝 坂本 導成 上村 敦之
7. 欠席委員
緒方 寛二
8. 議事録署名人
7 番 清住 昇
8 番 佐藤 礼治
9. 本会議に職務のため出席したものの職氏名

事務局長 井上 幸介

事務局職員 古田 昭憲 本田裕一郎

会 議

1. 開 会

事務局 定刻になりましたので、総会を始めます。

総会の成立要件を申し上げます。本日の出席委員は14名でございます。甲佐町農業委員会会議規則第6条の規定を満たすので、総会は成立することをご報告いたします。

ただいまから令和元年度第4回定例農業委員会総会を始めます。

岡本会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 会長挨拶

事務局 議事録署名委員の指名をお願いします。

会 長 本日は7番委員の清住昇委員と8番委員の佐藤礼治委員をお願いします。

事務局 議事に入りたいと思います。議事の進行は、会議規則第4条の規定に基づき、会長をお願いします。

会 長 議案第14号「農地法第3条許可申請書審議について」を議題といたします。

それでは、説明をお願いします。

事務局 議案第14号、農地法第3条許可申請書審議について。農地法第3条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求めるものでございます。

令和元年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名でございます。

会 長 審議に入ります。

番号1番について、13番委員の島津和徳委員から説明をお願いします。

○13番 番号1番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の位置について、事務局から説明をお願いします。

事務局 申請位置の説明。

会 長 13番委員の島津委員から、所有権移転(有償)について、農地法上問題がないか、説明をお願いします。

○13番 所有権移転(有償)について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたします。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、トラクター、田植え機、コンバイン、管理機等を所有しており、

全ての農地を効率的に利用される計画ですので、問題ないと思われま

③については、該当しません。

④については、本人の従事日数は200日程度となっており、取得後の農地を適正に管理することに何ら問題はないと思われま

⑤については、取得後の耕作面積が1万296平米で、下限面積をクリアしま

⑥については、該当しません。

⑦については、問題ないと思われま

会 長 現地調査を行っていますので、4番委員の松本委員から説明をお願いいたしま

○4番 先月の6月28日に、会長、島津委員、事務局と一緒に現地調査に行きました。

今回の申請地は、水稲、カキ、ミカンの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告しま

会 長 4番委員の松本委員からの現地調査の報告、13番委員の島津委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。何かございませんか。

ないようですので、それでは採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号1については、原案どおり許可することに決定をいたしま

続きまして、番号2につきまして審議したいと思います。

4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 番号2番について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の位置の説明を、事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置に説明。

会 長 4番委員の松本委員から所有権移転(無償)について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○4番 農地使用賃借権設定について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明いたしま

①については、取得する農地に小作契約はありません。

②については、トラクター、管理機、動力噴霧器等を所有しており、全ての農地を効率的に利用する計画ですので、問題はないと思われま

③については、該当しません。

④については、現在は会社に勤められており、農作業は手伝い程度であります

取得後は農地を適正に管理する計画をされており、問題がないと思われます。

⑤については、取得後の耕作面積が1万8,140平米で、下限面積をクリアします。

⑥については、該当しません。

⑦については、問題がないと思われます。

会 長 現地調査を行ってありますので、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 先月の6月28日に会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地には、米、花木の栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 13番委員の島津委員から現地調査の報告、4番委員の松本委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

佐藤委員、どうぞ。

○8番 この方はお一人じゃないのでしょうか、家族構成はどうなっていますか。

会 長 はい、どうぞ。

○4番 現在は、二人暮らしです。

○8番 結構面積もあるから、農業としては十分できるということができるのでしょうか。

事務局 農業としては、といたします。

○8番 要するに、農地を維持、管理していくことができるかということです。

○4番 大丈夫と思います。

○8番 ありがとうございます。

会 長 そのほかに、何か意見はありませんか。

ほかにはないので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。番号2については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、番号3番につきましては、1番委員の山内委員から説明をお願いします。

○1番 番号3番について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 申請土地の位置の説明を事務局からお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会 長 1番委員の山内委員から、耕作賃借権設定について、農地法上問題がないか説明をお願いします。

○1番 今回の申請である耕作賃借権設定について、申請された内容を農地法に照らし、問題がないか説明します。

①については、取得する土地に小作契約はありません。

②については、主たる事業が農業、その法人の議決権要件、構成員要件、事業要件、業務執行役員要件等を全て満たしており、問題ありません。

③については、トラクター、管理機、汎用コンバイン、乾燥機器等を所有しており、全ての農地を効率的に利用される計画ですので、問題ないと思います。

④については、信託による権利移動ではないため、該当しません。

⑤については、耕作農地の転貸、質入れではないため、該当しません。

⑥については、問題ないと思われます。

会 長 現地調査を行ってありますので、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 先月、6月28日に会長、島津委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

今回申請されている農地は、大字津志田字明迫にある農地1筆です。

申請地には、野菜、ソバの栽培を計画されており、周辺の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 ただいま、4番委員の松本委員から現地調査の報告、また、1番委員の山内委員から農地法第3条第2項の各号いずれにも該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。どうぞ。

○3番 この賃貸契約だけでも、10アールの小作料の基準はどうやって決めたのか。

事務局 基準は、特にはありません。五木食品ファームの場合は、大体6,000円ぐらいで賃借をされておられます。甲佐町での賃借では、水田と畑では少し金額が違いますが、水田が米1俵、約1万2,000円で賃貸借をされていましたが、最近はちょっと安くなって大体1万円ぐらいです。畑が大体その半分で、5,000円ぐらいが今の甲佐町の相場かと思います。五木食品さんはちょっと高く6,000円ぐらいというところです。

○3番 わかりました。

事務局 基準はありません。

会 長 中村委員、よろしいですか。

○3番 はい。

会 長 ほかにご質問は何かございませんか。

それでは意見もないようですので、採決を行います。許可することに賛成する方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

ありがとうございました。全員賛成と認めます。番号3については、原案どおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第15号「農地法第5条許可申請書審議について」を議題といた

します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第15号、農地法第5条許可申請書審議について。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求めるものでございます。

令和元年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

会 長 議案第15号、農地法第5条許可申請書審議調書の番号1を審議したいと思います。それでは、6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 議案第15号、農地法5条の規定による許可申請審議調書番号1について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会 長 続きまして、事務局から申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説。

会 長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、6番委員の奥名委員から説明をお願いいたします。

○6番 転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうかを説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判定をごらんください。

①について、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。このため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われま。

④については、若干の造成計画はありますが、砂利の敷きならし程度であり、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

以上、説明を終わります。

会 長 現地調査を行っていますので、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 先月の6月28日に、会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、大字早川字下小塚にある農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地に該当すると思われま。

また、今回の転用申請では、砂利を敷きならす程度であるため、土砂の流失、崩

壊など、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会長 　　ただいま、13番委員の島津委員から現地調査の報告、6番委員の奥名委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

　　これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。どうぞ。

○14番 　　譲渡し人の持ち主3人は、兄弟ですか。1筆の農地を持ち分が3分の1ずつとなっているので。

会長 　　事務局、お願いします。

事務局 　　申請時に詳細を聞いていませんので、持ち主の関係は定かではありませんが、多分兄弟だろうと思われま。

○14番 　　1筆が3分の1ずつになっているから、おそらく兄弟で全部相続してるのだと思っ

事務局 　　相続されていると思います。

事務局長 　　何年か前に登記名義人が亡くなられて、そのとき兄弟で相続登記されているんですよ。

会長 　　よろしいでしょうか。ほかに何かご質問ございませんか。

　　それでは、意見がないようでございますので、番号1番につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付をいたします。

　　続きまして、番号2につきましては審議したいと思います。

　　6番委員の奥名委員から説明をお願いします。

○6番 　　それでは、番号2について説明いたします。

（申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ）

会長 　　続きまして、事務局から、申請地の位置の説明をお願いします。

事務局 　　申請土地の位置の説明。

会長 　　続きまして、転用申請に係る可否の判定について、6番委員の奥名委員から説明をお願いいたします。

○6番 　　転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、問題がないかどうか説明します。

　　それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判定をごらんください。

①については、今回の申請地は農振農用地ではありません。

　　農地の現状としては、おおむね10ヘクタール当たり以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当するため、第1種農地に該当し、原則転用できないとなっ

います。しかし、第1種農地の例外規定である、申請に係る土地に隣接する農地を一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、全体の事業面積に占める第1種農地の面積の割合が3分1を超えないものに該当するため、例外的に許可することが可能と思われます。そのため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。

②については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。

③については、資金計画、融資証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。

④については、造成計画もないため、隣接する農地に支障を及ぼすおそれはありません。また、追認案件のため、始末書も添付されています。

⑤については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

会 長 現地調査を行っていますので、4番委員の松本委員から説明をお願いします。

○4番 先月の6月28日に、会長、島津委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

今回の申請は、宅地に隣接する農地を宅地に転用するもので、現地は既に着工されており、土砂の敷きならし程度であるため、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれがないことを報告いたします。

会 長 4番委員の松本委員から現地調査の報告、また、6番委員の奥名委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何かございませんか。佐藤委員、どうぞ。

○8番 通常、家を建築する際は境界をきちんと確認してすると思うのですが、家を建てながら拡張申請をするのは、特別な理由があるのですか。家を建ててみて、もう少し空間が欲しいとか、また家庭菜園のために土地を確保したいとか、その二つかと思えますが。

会 長 事務局、お願いします。

事務局 今回の申請では、境界がお互いの思っていた場所と違っていたということでの申請です。境界については、20年くらい前にお互いで境界を決められていたそうですが、今回家を建てるに当たって、測量をされたら15平米ほど隣の敷地にいつているのが分かったそうです。このため、相手方に入っている分について今回申請をされたということですか。

○8番 拡張したということですか。

事務局 そうです。申請者の方は、自分の敷地で家が建つと思われてされたのですが、実際建てられたら15平米出てるから、その分を拡張されます。

○14番 私は、甲佐町の建設業法というはおくれていると思うのですが。熊本市では、家をつくるときには2メートル引っ込めなさいというのがあるのですけれど、甲佐町はそういうのはないのですよ。

都市計画が指定されていない。

都市計画が指定されていないのでこういう事態がおこるのではないかと思います。家をつくるときに、建築確認の必要がないためだと思います。

事務局 その件につきましては詳しく存じませんが、本町では都市計画の指定をしたくてもされないそうです。それに代わるものとして、準都市の指定はできるそうです。都市計画、準都市計画のどこがどのように違うかは詳しくわかりませんが、都市計画を引いたところについては、本田委員が言われるように、道路のセンターから2メートル後退とか、それと建ぺい率があって、境界ぎりぎりまでは家を建てることのできないようになっています。

甲佐町では、そういう規制がないため、境界ぎりぎりまで家を建てられるという状況です。都市計画を引いたほうが道などについては良いのでしょうか、都市計画を引くと、今度は課税の評価が高くなっていきますので、一概にどちらがよいかとなるとなかなか難しいところだと思います。

市街地を形成していく上では都市計画があったほうが良いと思いますけど、そうでない場合は、土地の課税価格も高くなるので、今のままが良いのかもしれませんが。

都市計画というのは、町が勝手に決めることはできません。県と協議をすることになります。今のところ、甲佐町は都市計画を引きたいということであれば、準都市の扱いをされるということです。詳しくは企画課にお尋ねください。

会長 質問はよろしいでしょうか。ほかに何かございませんか。

それでは、意見はないようですので、番号2につきましては、当農業委員会としましては、許可相当の意見をつけて県へ送付します。

続きまして番号3から番号24につきましては、譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。

それでは、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

○9番 それでは、番号3から番号24について説明いたします。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

会長 続きまして、事務局から、申請土地の位置の説明をお願いします。

事務局 申請土地の位置の説明。

会長 続きまして、転用申請に係る可否の判定について、9番委員の福永委員から説明をお願いします。

○9番 それでは、転用申請に係る可否の判定として、申請された内容を農地法に照らし、

問題かないかどうか説明します。

それでは、お手元のラミネートの資料の転用申請に係る可否の判断をごらんください。

- ① については、今回の申請地は農振農用地ではありません。農地の状況としては、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、良好な営農条件を備えているとは言えません。そのため、農地法第4条第6項の第1号のイ及びロには該当しません。
- ② については、今回の事業達成のためにかわる土地はありません。
- ③ については資金計画、融資証明書も添付されており、事業の実現性については問題ないと思われます。
- ④ については、追認案件なので既に造成されており、土砂流出防止策を講じられており、隣接する農業用施設に支障を及ぼすおそれはありません。
- ⑤ については、今回の申請は仮設工作物ではないので該当しません。

会 長 現地調査を行っていますので、13番委員の島津委員から説明をお願いします。

○13番 先月の6月28日に会長、松本委員、事務局と一緒に現地調査を行いました。

申請地は、中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地に該当すると思われます。

また、今回の転用申請地は既に埋め立てされており、土砂の流出防止策も施されており、隣接する農地や農業施設に影響を与えないことから、転用による周囲の営農に支障を来すおそれのないことを報告いたします。

会 長 ただいま、13番委員の島津委員から現地調査の報告、9番委員の福永委員から転用申請に係る可否の判断である農地法第4条第6項の各号には該当しないと説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

意見がなければ、番号3番から番号24番までは、当農業委員会としましては、許可相当の意見を付して県へ送付したいと思いますが、先ほど説明がありましたが、この案件は3,000平米を超える案件なので、まずは常設審議会での意見の聴取を行いながら、その意見を付して県へ送付しますので、よろしく願います。

この案件について、賛成される方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。内容につきましては、今言いましたような形で送付いたします。

続きまして、議案第16号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第16号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について、別紙のとおり諮問があったので、意見を求めるものでございます。

令和元年7月10日提出、甲佐町農業委員会会長名です。

甲農第587号、令和元年6月25日。甲佐町農業委員会会長岡本篤幸様、甲佐町長奥名克美。「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について」(諮問)でございます。農業経営基盤強化促進法第3条に基づく農用地利用集積計画について、同法第18条第2項及び甲佐町農業経営基盤強化促進事業実施方針により、農用地利用集積計画を定めたいので、同法第18条第1項の規定により諮問をします。

農用地利用集積計画総括表で説明申し上げます。令和元年度第4回です。

今回の利用権の設定につきましては、賃借権の再設定、6年の田が1筆、866平米でございます。賃借権の新規といたしましては、3年の田が1筆、687平米、5年の田が6筆、3,708平米、10年の田が14筆、5,969平米、賃借権の新規としましては、田の21筆、1万364平米となっております。賃借権の再設定、新規の合計としまして、田が22筆、1万1,230平米です。続きまして、使用貸借権、これは再設定のみでございますが、10年の畑が9筆、1万658平米、合計は畑の9筆、1万658平米となっております。利用権設定の合計といたしまして、まず田が22筆、1万1,230平米、畑が9筆、1万658平米、田畑の合計の31筆の2万1,888平米となっております。

委員の皆様にご審議していただきますのは、新規の案件となります。詳細については、事務局から説明いたします。

会 長

議案第16号「農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用集積計画について」を議題とします。早速審議したいと思います。番号1の相手方譲受人は農事組合法人アグリたぐちで、農業委員の本田廣正さん、最適化推進委員の坂本秀孝さんは、この法人の役員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条に参与の制限があり、委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができないと規定されています。このため、お二人は審議が終わるまで退席をお願いいたします。

(本田委員・坂本委員退席)

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

番号1について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を讀み上げ)

申請地の位置の説明。

相手方の状況について説明。

番号1の相手方の譲受人である農事組合法人アグリたぐちは、認定農業者で、田

口集落の人・農地プランにも位置づけられ、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米、麦、大豆をされています。

今回の申請地にも米、麦の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われま

会 長 事務局から番号1について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

中村委員、どうぞ。

○3番 私たちのところに錦郷川農事組合法人がありますが、その法人で、賃貸契約を3年間とし契約をしてあるわけですが、3年後に返していいのかをお尋ねします。

事務局 契約期間を3年としてされているなら、契約上は3年後に切れることとなりますが、賃貸借では、お互いが更新するか、しないかの意思の確認が必要となります。

○3番 切れるのですね。

事務局 賃貸借については、お互いから貸さない、借りないという解除の手続きをされないと自動継続になります。

○3番 法人と、そういった契約を結ばないといけないのですね。

事務局 先ほどお尋ねの3年間というのは、契約を3年間結んでいますので3年間は契約されています。どうしても解約したいということであれば合意解約という形もご

いますので、合意解約の手続きを行ってください。

会 長 中村委員、よろしいですかね。ほかに何かご意見ありませんか。

それでは、意見も質問もないようでございます。それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号1については原案のとおり承認いたします。

番号2、番号3については、申請人、譲渡人が同一なので、一緒に審議したいと思います。この案件の相手方、譲受人は、最適化推進委員の河嶋委員です。農業委員会等に関する法律第31条、甲佐町農業委員会会議規則第11条の参与の制限に該当します。このため、河嶋委員は審議が終わるまで退席をお願いします。

(河嶋委員退席)

事務局から説明をお願いします。

事務局 番号2、番号3について、説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置の説明。

相手方の状況について説明。

番号2、番号3の相手方である譲受人は認定農業者で、下横田集落の人・農地プランにも位置づけられ、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は米を栽培されています。

今回の申請地にも、米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 ただいま、事務局から番号2、番号3について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。

どうぞ。

○1番 1番です。田植えをしてありますが、耕作者が今までおられたのでしょうか。

事務局 多分そうだと思います。

○1番 耕作されているのなら、手続をキチンとしてもらわないといけないですね。

事務局 以前は何もされてない状態だったので、去年ぐらいから借りられたのか、今年から借りられたぐらいだろうと思います。田植えは6月末ぐらいにしますので、今回の定例会でなく、もう少し早く申請してもらおうとよかったのですが。その辺は、ご理解いただきますようお願いしたいと思います。

会 長 山内委員、よろしいですか。そのほかに何かご意見ありませんか。

それでは、質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号2、番号3については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号4につきまして審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 番号4について説明します。これからの案件につきましては、農地中間管理機構を活用した農業経営基盤強化法に基づく農地の貸し借りとなります。所有権を有する農家の方から熊本県農業公社が一旦農地を借り受け、農地を活用したい担い手を募集し、要件に見合った担い手農家へ貸し付ける仕組みです。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置の説明。

相手方の状況についてご説明。

番号4の相手方である譲受人は、認定農業者で、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米を栽培されています。

今回の申請地にも、米、麦の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会長 事務局から番号4について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手を願います。何か質問はございませんか。

それでは、意見も質問もないようでございます。それでは、原案どおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号4については原案のとおり承認をいたします。

続きまして、番号5、番号6につきましては、相手方、譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 番号5、番号6について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置の説明。

相手方の状況について説明。

番号5、番号6の相手方は認定農業者で、仁田子集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として頑張っておられます。

主たる営農内容は、WCS用稲、米、花卉、ニラを栽培されています。

今回の申請地にも米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会長 事務局から番号5、番号6について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございます。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

それでは、番号5、番号6については原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7、番号8についても譲受人が同一なので、一緒に審議したいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局 番号7、番号8について説明。

(申請人の状況・相手方の状況・申請土地の状況・移動の理由・契約の種類を読み上げ)

申請地の位置の説明。

相手方の状況について説明。

番号7、番号8の相手方は認定農業者で、仁田子集落の人・農地プランにも位置づけられるなど、地域の担い手として農業を頑張っておられます。

主たる営農内容は、米を栽培されております。

今回の申請地には、米の栽培を計画されており、集積後は効率よく利用できると思われます。

会 長 番号7、番号8について説明がありました。

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

質問もないようでございますので、それでは、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

全員賛成と認めます。

番号7、番号8については原案のとおり承認をいたします。

それでは、議題全て終了いたしました。

事務局 それでは、審議、お疲れさまでした。これをもちまして、第4回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

本議事録が真正であることを署名する。

署名委員 議 長

7 番

8 番